

# 空き家をお持ちのみなさまへ

空き家の相談は  
どこにしたらいいの？

空いたままの自宅を  
誰かに管理して  
もらいたい！

住んでないけど  
家財を置いたままの  
実家をどうしよう！

空いたままになっている  
自宅を売却または  
賃貸として活用したい！



空き家利活用相談窓口での相談は無料です！  
お気軽にご相談ください！

## ■公益社団法人 山形県宅地建物取引業協会 (12 箇所)

名称	所在地	問い合わせ先	受付時間	対応エリア
山形県協会	〒990-0023 山形市松波 1-10-1	023-623-7502 0800-800-7509	月火水木金 9:00~17:00	山形県全域
山形	〒990-0023 山形市松波 1-10-1	023-642-8133	月火水木金 9:00~17:00	山形市、上市市、山辺町、中山町
米沢	〒992-0012 米沢市金池 6-3-33	0238-23-0001	月火木金 9:00~15:00	米沢市
南陽	〒999-2211 南陽市赤湯 299-2 和興ビル内	0238-40-3880	月火水木 9:00~17:00	南陽市、高畠町、川西町
長井	〒993-0086 長井市十日町 2-1-50-1	0238-88-2825	月火水木金 9:00~17:00	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
寒河江	〒991-0031 寒河江市本町 2-8-3 フローラ・SAGAE 3階	0237-86-4341	月火水木 10:00~16:00	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
天童	〒994-0002 天童市乱川 2-7-28	023-652-9070	月火水木金 10:00~15:30	天童市
東根				東根市
村山				村山市、尾花沢市、大石田町
新庄もがみ	〒996-0001 新庄市五日町 725-7 (株) あじさい地所内	0233-29-7333	月火水木金 9:00~17:00	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町 大蔵村、鮭川村、戸沢村
鶴岡	〒997-0862 鶴岡市ほなみ町 1-2	0235-24-8846	月火水木金 9:00~17:00	鶴岡市、三川町、庄内町
酒田	〒998-0878 酒田市こあら 1-5-16	0234-26-4420	月火水木金 9:00~17:00	酒田市、遊佐町

## ■公益社団法人 全日本不動産協会山形県本部 (7 箇所)

名称	所在地	問い合わせ先	受付時間	対応エリア
山形県本部	〒990-0023 山形市松波 4-1-15 山形県自治会館 6階	023-642-6658	月火水木金 9:00~16:00	山形県全域
山形	〒990-0023 山形市松波 4-1-15 山形県自治会館 6階	023-665-0100	月火水木金 9:00~16:00	山形市、天童市、上市市、山辺町、中山町、 寒河江市、河北町、東根市、村山市、尾花沢市 大石田町
米沢	〒992-0037 米沢市本町 2-7-13	0238-24-4155	月火水木金土日 9:00~18:00	米沢市、南陽市、高畠町
酒田	〒998-0851 酒田市東大町 3-27-10	0234-24-0003	月木金土日 10:00~17:00	酒田市、庄内町、遊佐町
長井	〒993-0053 長井市中道 1-2-35	0238-84-7360	月火水木金土日 8:00~17:00	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町、川西町
新庄	〒996-0032 新庄市上金沢町 8-41	0233-32-0967	月火水木金土日 9:00~18:00	新庄市、金山町、舟形町、真室川町、戸沢村
鶴岡	〒997-0024 鶴岡市朝陽町 31-22	0235-25-1577	月火木金土日 9:00~17:00	鶴岡市、三川町、庄内町

## 山形県空き家活用支援協議会

【事務局 山形県すまい・まちづくり公社 (正式名称: 山形県住宅供給公社)】

## 1. 空き家に関して、次のような方は窓口にご相談ください

所有されている家に住まなくなったら、  
遠方や住む予定のないご実家等を相続したら、  
親を呼び寄せて実家が空き家になったら・・・

### **適正な管理** そのままがいいけど、周りに迷惑かけたくない！

現状を維持する場合は、定期的なメンテナンスが必要です。

- ・通気・換気・通水
- ・ポストの管理
- ・外周の清掃、草取り
- ・屋根や外部まわりの点検など



### **売却・賃貸** 誰かに使ってもらえたら家が喜ぶかも！

人が住んでいない住宅は早く傷みます。  
ご自身で住む予定がない場合は、人に住んでもらうことを考えましょう。

### **解体** まだ使えるかな？壊したほうがいいかな？

住宅を解体して土地を活かす方法もあります。

- ・貸地・駐車場・家庭菜園など



② 窓口には、いつも相談員がいるとは限りません。そのため相談があった場合は、相談概要と連絡先を伺い、折り返し相談員よりご連絡いたします。また、窓口にお越しの際はあらかじめ電話連絡をお願いします。

## 2. お知らせ

### (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。

倒壊等著しく保安上危険な「特定空家等」については、立入調査や指導、勧告、命令代執行することができるようになります。

★上記特措法の内容で、空き家所有者の皆さんに関係すること。

- ①空き家等所有者の適切な管理の促進、有効利用
- ②市町村は空き家等に対する情報収集が可能（固定資産税情報の内部利用等）
- ③「特定空家等」の土地について、課税標準の特例措置が除外され税額が高くなります。

※③の詳細については市町村へお問い合わせください。

### (2) 相談窓口からのお願い

空き家の利活用相談において、登記簿謄本（全部事項証明）、固定資産税課税明細書等をご持参いただくと具体的なアドバイスができますのでご協力ください。

### (3) ホームページによる情報提供

【相談窓口の情報】

◎やまがた空き家利活用相談窓口 <http://akiya.pref.yamagata.jp/>

【市町村の空き家バンク情報】

◎すまいる山形暮らし情報館 [http://www.pref.yamagata.jp/yife/public\\_html](http://www.pref.yamagata.jp/yife/public_html)

【中古物件情報】

◎（公社）山形県宅地建物取引業協会 <http://www.yamagata-takken.or.jp/>

◎（公社）全日本不動産協会山形県本部 <http://yamagata.zennichi.or.jp>